

新型コロナウイルス感染症拡大に伴った支援一覧

主に個人の方へ

名称	対象者	内容	期間(申込期間、対象期間等)	備考	問合せ先
子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当(本則給付)受給者 ※特例給付(月額5,000円)は除く ※4月1日以降に出生した児童は対象外	対象児童1人につき1万円を給付	公務員の申請期間=～11月30日(月) 区から児童手当を受給している方は6月末に給付済		子育て推進課手当・医療係☎5211-4230
ひとり親世帯への臨時特別給付金	①令和2年6月分児童扶養手当受給者 ②公的年金を受給しているひとり親世帯 ③感染症拡大の影響で家計が急変したひとり親世帯	基本給付=①、②、③に該当する方に対して1世帯5万円、第2子以降3万円、追加給付=①、②に該当する方で感染症拡大の影響により収入が大きく減少した方に対して、さらに1世帯5万円	①の方には案内文送付(7月下旬予定) ②、③の基本給付、追加給付は申請が必要(令和3年2月26日(金)まで)		子育て推進課手当・医療係☎5211-4230
就学援助	新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯	就学に必要な費用を援助	申請期限=～令和3年1月29日(金) ※家計が急変したと認められる月まで遡及して支給	所得制限あり (令和2年の収入で審査)	学務課学務係☎5211-4284
生活困窮者自立相談支援	区内在住者	専門の支援員と一緒に問題を整理し、支援プランをご本人と一緒に作成。他の専門機関とも連携して、改善に向けた支援を行う	期間なし		生活支援課生活支援係☎5211-4126
住居確保給付金の支給	区内在住者	家賃の支払いが困難な方を対象に、求職活動などを行うことを条件に3か月間の家賃相当額を支給 ※収入・金融資産等の要件あり。貸主口座への振り込み	期間なし		生活支援課生活支援係☎5211-4126
家計改善支援事業	区内在住者	家計再生のための計画の作成、債務整理、生活資金の貸付のあっせん、滞納の解消や各種給付制度の利用に向けた支援など	期間なし		生活支援課生活支援係☎5211-4126
乳幼児健康診査の費用助成	3～4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を受ける区内在住者(4月1日(水)～6月30日(火)の乳幼児健康診査対象者)	保健所における乳幼児健診が中止の間、医療機関で乳幼児健診を自費で受診した方へ費用の全額を助成	受診期間=4月1日(水)～6月30日(火)、 申請期間=～9月30日(水)		福祉総務課福祉総務係☎5211-4209
定期予防接種の有効期限延長	子どもの定期予防接種および高齢者肺炎球菌予防接種を受ける区内在住者	やむを得ず既定の定期予防接種の接種時期を過ぎてしまった方に対し、その有効期限を延長	延長対象=3月19日(木)以降に期限が過ぎていた定期予防接種、申請期間=7月1日(水)から当面の間	子どもの定期予防接種は2年延長。小児用・高齢者肺炎球菌は1年延長	健康推進課保健相談係☎5211-8175
妊婦用マスクの配付	妊娠されている区内在住者	サージカルマスク1箱(50枚)の無料配付	～令和3年3月31日(水)	配付場所=総合窓口課、各出張所、千代田保健所	健康推進課保健予防係☎5211-8172
妊婦用タクシー券の配付	妊娠されている区内在住者	タクシー券(1万円相当)の無料配付。区に妊娠届を提出時に配付	～12月末(最終開庁日)	母子健康手帳をお持ちの方には、6月下旬に郵送済	健康推進課保健予防係☎5211-8172
有効期限切れの定期予防接種費用の助成	子どもの定期予防接種を自費で接種した区内在住者	定期予防接種の有効期限切れにより、やむを得ず自費でワクチンを接種した方に対し、その費用を助成	助成対象=3月19日(木)～8月31日(月)で有効期限が切れた方、申請期間=7月15日(水)～9月30日(水)	予防接種の種類により助成額に上限有り	健康推進課保健相談係☎5211-8175
介護保険料の減免	次のいずれかの第1号被保険者①新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った②新型コロナウイルス感染症により事業収入などの減少が見込まれる(要件を満たした場合に限る)	介護保険料の減免	対象期間=2月から令和3年3月末までの納期限分の保険料、申込期間=7月14日(火)～		高齢介護課高齢介護係☎5211-4224
傷病手当金の支給	①～③のすべてに該当する方 ①国民健康保険の被保険者②勤め先から給与の支払いを受けている方③新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われている方	療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)の傷病手当金を支給	申込期間=6月17日～、適用期間=1月1日～9月30日(水)で療養のため労務に服することができない期間	申請には事前の電話相談が必要	保険年金課国民健康保険係☎3264-2111 内線2476・2495
国民健康保険料の減免	①または②に該当する方 ①新型コロナウイルス感染症により死亡または重篤な傷病を負った②新型コロナウイルス感染症により事業収入などの減少が見込まれる方(一定の要件を満たした場合に限る)	新型コロナウイルスの影響に伴う世帯の保険料の減免	申込期間=6月17日～、対象の保険料=2月1日以降の保険料	申請には事前の電話相談が必要	保険年金課国民健康保険係☎3264-2111 内線2488・2489
特別定額給付金	区内在住者	給付対象者1人につき10万円を給付	～8月26日(水)		特別定額給付金コールセンター☎5211-4300
住宅使用料の所得の再認定	区営・区民住宅使用者	所得の再認定により住宅使用料を変更	各月末日までの申請で翌月から反映	所得の減少状況などにより使用料が減額にならない場合あり	住宅課住宅管理係☎5211-3607
証明書の発行手数料の免除	区内在住者	新型コロナウイルス感染症に伴う融資などに必要な証明書の発行手数料の免除※申請時に申し出が必要。コンビニ交付サービスは不可	当面の間		住民票・印鑑登録証明書=総合窓口課住民記録係☎5211-4200、 課税証明=税務課課税係☎5211-4191
消費生活相談	区内在住・在勤・在学者	新型コロナウイルス感染症に便乗した架空請求や悪質商法などの消費生活相談	期間なし		消費生活センター☎5211-4314
住民税などの特別区税の猶予	区内在住者・事業者(特別徴収分) ※法人住民税は都税事務所で受け付け	無担保・延滞金なしで最大1年間徴収を猶予 ※減額・免除とは異なる	対象期間=令和3年1月31日(日)までに納期限があるもの※変更予定あり 申請期間=各税金の納期限まで		税務課特別整理係☎5211-4194

主に事業者の方へ

名称	対象者	内容	期間(申込期間、対象期間等)	備考	問合せ先
マスク・消毒薬の配付	区内介護事業所(施設・訪問介護)	区所有のマスク・消毒薬を無償配付	2月～7月に実施。今後は状況により再支給を行う		高齢介護課介護事業指定係☎5211-4336
介護事業所補助金の交付	区内介護事業所	経営維持のため補助金を交付	3月分からの支給を今後も実施		高齢介護課介護事業指定係☎5211-4336
食品営業許可の継続申請	区内食品事業者	営業自粛要請に従ったため、期限を過ぎて許可申請があった場合の継続申請の取り扱い	当面の間		生活衛生課麹町地域食品衛生係☎5211-8168 神田地域食品衛生係☎5211-8169
緊急経営支援特別資金	区内中小企業事業者	1,000万円の特別融資を低利でありません	～9月30日(水)	電話による事前予約制	商工観光課商工融資係☎5211-4344
セーフティネット保証制度の認定	区内中小企業事業者	国の制度に基づき、売上高の減少率を満たす中小企業者に対して認定書を発行	認定種類によって異なる	電話による事前予約制または郵送	商工観光課商工融資係☎5211-4344
経営相談	区内中小企業事業者	中小企業診断士による各種経営に関する相談	期間なし	電話による事前予約制	商工観光課商工融資係☎5211-4344
中小企業雇用関係の相談	区内中小企業事業者	雇用調整助成金の活用やテレワーク導入に伴う就業規則見直しなどの雇用に関する無料相談	～令和3年3月31日(水)	電話による事前予約制	商工観光課商工振興係☎5211-4185
テイクアウト・デリバリー実施店舗掲載サイトのサポート	区内テイクアウト・デリバリー実施店舗	区のHPで、地域貢献活動としてテイクアウト・デリバリー実施店舗を掲載しているサイトを紹介。掲載希望店舗は随時受付中	期間なし		商工観光課観光・地方連携係☎5211-4350
飲食店訪問サポート事業	区内飲食店	飲食店を対象に中小企業診断士を派遣。経営相談や各補助金の紹介、融資制度の案内などを行う	～令和3年3月31日(水)	電話、ファクスまたはEメールによる事前予約制	商工観光課観光・地方連携係☎5211-4350